（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第三条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号ただし書中「に同法」を「に児童扶養手当法」に改め、同号ロただし書中「、当該児童が」の下に「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）の支給又は」を加え、「。以下」を「。第十一号ロただし書において」に、「第三条に規定する大学等における修学の支援（以下「大学等修学支援」を「第四条第一項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」に、「その」を「当該」に改め、「児童が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する」を削り、「大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免」を「当該授業料減免」に改め、「切り捨てた額」の下に「。第三十一条の五第三号ロただし書及び第三十六条第三号ロただし書において同じ。」を加え、「（以下「大学等修学支援月額」という。）」を削り、同条第十一号ロただし書中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、「の減免」の下に「（以下「入学金減免」という。）」を加え、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第八条第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給金の支給、授業料減免又は入学金減免（以下「学資支給等」という。）」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に改める。

第三十一条の五第三号ロただし書中「大学等修学支援を」を「学資支給金の支給又は授業料減免を」に、「その」を「当該」に、「児童が受ける大学等修学支援月額」を「学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額」に改め、同条第十一号ロただし書中「大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免」を「入学金減免」に、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第三十一条の六第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給等」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「、当該大学等修学支援」を「、当該学資支給等」に改める。

第三十六条第三号ロただし書中「大学等修学支援を」を「学資支給金の支給又は授業料減免を」に、「その」を「当該」に、「寡婦の被扶養者が受ける大学等修学支援月額」を「学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額」に改め、同条第十一号ロただし書中「大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免」を「入学金減免」に、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第三十七条第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給等」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「、当該大学等修学支援」を「、当該学資支給等」に改める。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号及び同条第二項第二号中「同条第一項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号ロからニまで」に、「当該各号」を「同号ロからニまで」に改める。

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第五条　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「大学等における修学の支援に関する法律」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に、「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

第九条第二十六号中「大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十三号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令

内閣は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和七年法律第十八号）の施行に伴い、及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条の」を「第三条の」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「第十三条の二第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（審査請求に対する裁決に際し意見を聴く審議会等）

第二条　法第八条の審議会等で政令で定めるものは、援護審査会とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）の項中「第二条」を「第三条」に、「第三条」を「第四条」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

3　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十四条第一項中「（昭和三十八年法律第百六十八号）」の下に「、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」を加える。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂